

現下の雇用失業情勢及び 雇用対策の実施状況について

現下の雇用失業情勢 — 厳しさを増している —

- 完全失業率は、平成19年7月の3.6%から**4.8%**まで悪化。(2月は4.4%)
- 有効求人倍率は、平成19年6月の1.06倍から**0.52倍**(2月は0.59倍)まで悪化。
- ハローワークを訪れる**事業主都合離職者**(新規求職者数)は、**前年同月比155.9%の増加**。

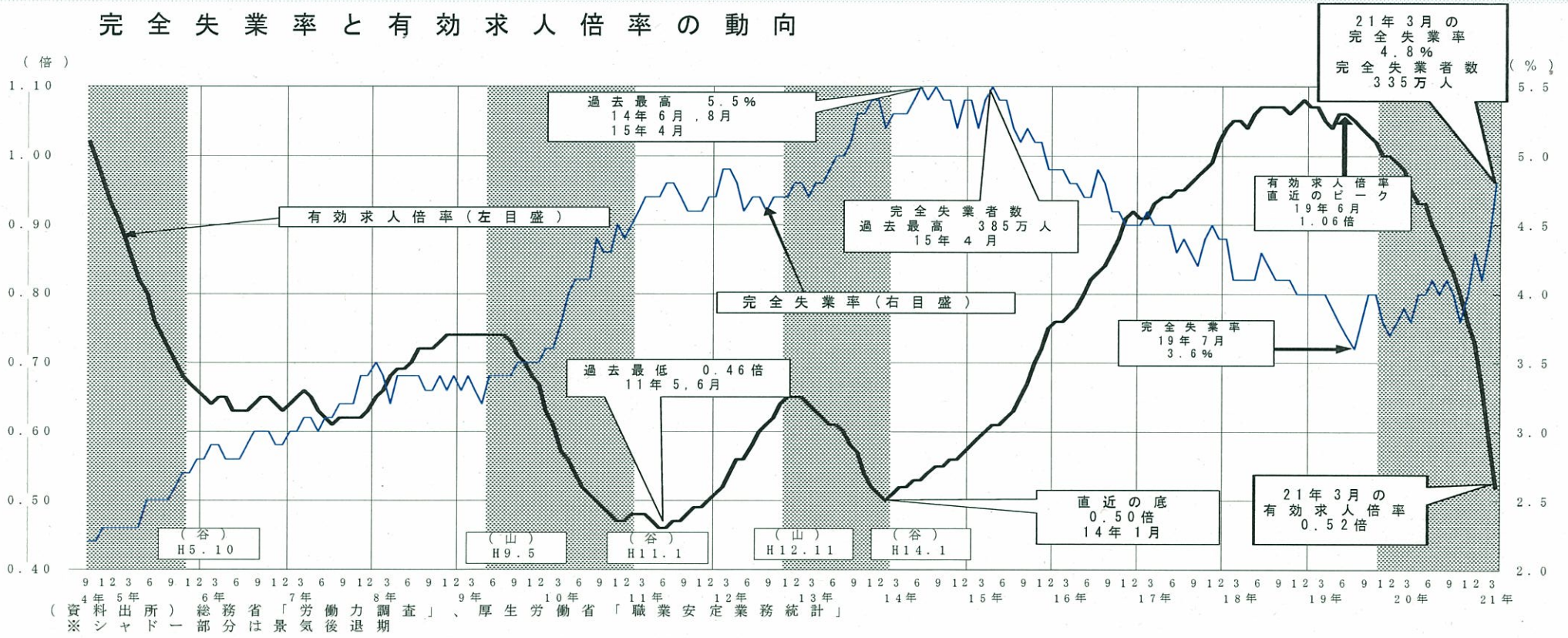
- 日銀短観(3月調査)の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)は、全規模**製造業で過剰感が大幅に増加(+14→+38)**し、過去最悪。全規模**全産業でも過剰感が大幅に増加(+4→+20)**。

- 4月の倒産件数は、前年同月比9.3%増の1,329件。**11ヵ月連続前年同月比増加**。(東京商工リサーチより)

- 3月の雇用保険の受給資格決定件数は前年同月比82.4%増、受給者数は前年同月比で59.1%増の793千人と、それぞれ大幅に増加。

- 各都道府県労働局からの報告(4月)によると、昨年10月から本年6月における、非正規労働者の雇止め等は**3,253事業所、207,381人**(予定を含む)。

完全失業率と有効求人倍率の動向



雇止め・解雇状況

- 各都道府県労働局からの報告（4月）によると、
 昨年10月から本年6月において、期間満了等による雇用調整を実施済み及び実施予定とされたのは、
全国47都道府県、3,253事業所、207,381人となったところ。

（内訳）

・派遣	2,182事業所	132,458人	（63.9%）
・契約（期間工等）	756事業所	44,250人	（21.3%）
・請負	171事業所	16,189人	（7.8%）
・その他	677事業所	14,484人	（7.0%）

雇用保険の加入状況については、
 全体（207,381人）のうち、182,308人について判明し、うち加入者数は179,417人で、加入割合は98.4%であった。

※ 個人が特定できた76,134人について別途個人ベースの集計を行ったところ、離職者数は73,250人、受給資格決定者数は48,782人（離職者数の66.6%）、再就職者数は15,617人（同21.3%）であった。また、被保険者であった期間等から、64,916人（88.6%）が受給資格ありと推定される。

雇用形態別・産業別の集計結果

派遣	132,458 人					（人）
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	63,359	60,349	987	115	1,908	
中途解除	59,875	59,288	262	32	293	
不明	9,224	9,095	89	16	24	
契約（期間工等）	44,250 人					
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	35,387	33,231	95	113	1,948	
解雇	7,715	6,001	674	717	323	
不明	1,148	1,145	2	0	1	
請負	16,189 人					
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	6,720	6,258	0	3	459	
中途解除	8,141	7,199	39	0	903	
不明	1,328	1,234	0	0	94	
その他	14,484 人					
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他	
期間満了	5,909	3,805	206	558	1,340	
解雇	8,097	4,769	196	2,057	1,075	
不明	478	417	0	11	50	

資料出所：厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（4月報告）」。全国の労働局及び公共職業安定所を通じ、事業所に対する聞き取りを実施したもの。

（* 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例）

注：3月報告より、把握対象期間を6月末までに拡大している。対象期間を、本年3月末までとして集計した場合は195,061人となる。

雇用の安定と生活支援対策の実施状況

〔 平成20年度中に実施している対策 〕

〔 年度末以降さらに対策強化 〕

雇用維持

雇用調整助成金

- 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)又は2/3(大企業)を助成。
- 対象労働者を拡大し、雇用期間が6ヶ月未満の労働者や新規学卒者も対象。
- 支給要件の緩和や申請事務の簡素化を行い、利用を促進。

◇実施計画届受理状況(平成21年3月)※()は平成21年2月の数字
事業所数:48,226(30,621)、対象者数:2,379,069(1,865,792)

- 派遣労働者を含む労働者の解雇等を行わない場合、助成率をさらに9/10(中小企業)又は3/4(大企業)に引上げ。
 - 残業時間の削減により雇用維持をした場合、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円(大企業は各々20万円、30万円)を助成。(上記3月30日～)
- 派遣元・先指針を改正し、派遣契約の中途解除の際の①派遣元における雇用維持、②派遣先から派遣元への賠償を明記。併せて指導を強化。(3月31日)

再就職支援・雇用創出

雇用創出のための基金

- 都道府県に単年度で過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会創出の取組みを支援。「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)【全ての都道府県に対して交付完了(3月25日)】

雇入れ助成の拡充と離職者訓練の強化

- 39歳までの年長フリーター等、内定取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人100万円(大企業50万円)を支給。
- 離職者訓練の実施規模を拡充。

- 政労使合意を踏まえ、労使が「ふるさと雇用再生特別交付金」へ拠出し、基金の上積みができるよう、都道府県に依頼。(3月23日)
- 離職者訓練の実施規模をさらに拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を新たに実施。(4月1日～)

セーフティネット・生活支援

住宅・生活の支援

- 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、住み込み可能求人等の紹介。
- 全国の雇用促進住宅への入居をあっせん。【5月22日現在 入居決定6,459件】
- 労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付。(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)【5月22日現在 貸付決定7,967件】
- 離職後も社宅・寮等に引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円(期間は6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(平成21年3月分) 325件 5,881人】

職業訓練期間中の生活保障

- 雇用保険の受給資格がない非正規労働者等が安心して訓練を受けられるよう生活保障を実施。【5月22日現在 申請167件(貸付決定111件)】

雇用保険のセーフティネット機能の強化

- 非正規労働者の適用範囲を拡大。(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長。
- 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引下げ。

※ 改正雇用保険法を3月31日に施行

職業訓練期間中の生活保障の拡充

- 生活保障の対象者を拡大。(5月11日～)

内定取消し対策

- 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設。
- 内定取消しをしないよう企業指導を強化。(企業名公表制度を整備)

- 企業名公表を実施。(4月末までに15社公表)